

参加者の有無を確認する公募手続に係る公示

生駒市長 小 紫 雅 史

1 公募の趣旨

本業務は、札幌市でのスプレー缶の穴あけ作業が原因の爆発事故が発生し、その後も同様の事故が発生し死亡者も出ており、それを受けた環境省からも、穴をあけずに収集することが望ましいとの通知もあることから、収集したスプレー缶（塗料・ムースを含む）・カセットボンベの処理を安全に行うための処理装置一式を、特定の者を相手方とする賃貸借契約（長期継続契約）等手続を行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても「4 公募要件」を満たすと認められる者がいない場合、又は公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行する。

なお、「4 公募要件」を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札方式により受託候補者を特定する手続（以下「入札」という。）を実施する予定である。

2 設置及び仕様

(1) 設置

| | |
|--------|-------------------|
| 電源 | 200V 3P |
| 設置スペース | 4, 300mm×2, 900mm |

(2) 仕様

ア 処理物

可燃性ガスが含まれるスプレー缶（塗料・ムース含む）・カセットボンベ

イ 処理能力

500本/h以上

（未使用のスプレー缶 20本/h以上）

ウ その他

(ア) 保守・管理

受託者は、本市が装置を安全かつ十分な性能を持って使用できるよう以

下の業務を行うこと。

- ① 遠隔監視システムにより稼働状況を把握すること。
- ② 操作等に関する本市からの問い合わせに対応すること。
- ③ 日々の装置稼働に必要な消耗品を供給すること。
- ④ 定期的な整備を、技能を有する者が年1回行い、消耗部品の交換および必要に応じて補充を行うこと。
- ⑤ 整備技能を有するものによる修理が必要な故障が発生した場合は、直ちに対応すること。

(イ) 装置の設置・撤去

装置の搬入・設置は、本市監督のもと受託者で行うものとする。

また、設置に必要な工具や機材および撤去に係る費用についても受託者にて負担するものとする。ただし、以下については本市にて行う。

- ① 装置用の分電盤およびコンセントを含む一次側の電気工事。
- ② 排気ダクトの設置（装置との接続は受託者で行う。）
- ③ 装置設置スペースまでの搬入路における障害物（一時撤去を含む）の撤去及び養生
- ④ 装置の荷下ろし及び、設置スペースへの運搬のためのフォークリフトの貸与。

(ウ) 以下の内容の構造を満たすこと。

- a. 運転中にスプレー缶等からでる可燃性ガスが外部に漏出しないこと。
- b. 周囲に学校や住宅地があるため、窒素封入ができ燃焼爆発を防止することができること。
- c. 中継施設なので、燃焼処理はしないこと。
- d. 停電時に安全に停止できること。
- e. 排気ガスの安全性を確保できること。
- f. 未使用のスプレー缶も処理できること。
- g. 廃液を安全に回収できること。

(エ) 賃借料

装置の賃貸借は、月額とする。月の途中においてこの契約若しくは一部を使用できなかったときは、その分の賃借料は、その月の歴日数に基づく日数計算により算出する。

(オ) 想定処理量

- a. 月240kg 週1日程度稼働

(3) 賃貸借期間

リース期間5年

令和5年11月1日から令和10年10月31日まで

ただし、5年の長期継続契約満了後、同一処理機械設備にて再度5年の長期継続契約を賃借者、賃貸者双方協議のうえ締結することができる。

(3) 減価償却期間 10年

令和5年11月1日から令和15年10月31日

3 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「生駒市建設工事等入札参加資格者入札停止措置要領」「生駒市物品・委託等入札参加資格者入札参加停止措置要領」に基づく競争入札参加資格停止措置を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった競争入札の手続期間において、「生駒市建設工事等入札参加資格者入札停止措置要領」「生駒市物品・委託等入札参加資格者入札参加停止措置要領」に基づく競争入札参加停止措置を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

4 公募要件

- (1) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (2) 「2 設置及び仕様」に記載する収集したスプレー缶（塗料・ムースを含む）・カセットボンベを安心安全に処理する処理装置一式を過去5年間で賃貸借（長期継続契約）等契約した実績を有すること。
- (3) 定期的な整備や修理が必要な故障が発生した場合は、直ちに対応できる技能を有し、対応経験がある整備技能を有する者が在職していること。
- (4) 賃貸借契約（長期継続契約）等と同等以上の仕様を満たす場合は、売買契約も可能で

5 手続等

- (1) 本公示に係る資料の配布期間、配布場所及び配布方法等

① 配布期間

令和5年9月5日（火）～令和5年9月25日（月）までの8時00分から16時45分まで（日曜祝日を除く。）

② 配布場所

(1) 生駒市ホームページにおける掲示

(2) 清掃リレーセンター現地における配布

生駒市清掃リレーセンター

所在地 奈良県生駒市東生駒1丁目583番地 清掃リレーセンター2階事務室

電 話 0743-73-6807

担 当 雄島

③ 配布書類

仕様書、参加意思確認書

(2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間

上記(1)①に同じ

② 提出場所

上記(1)②(2)に同じ。

③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に公募要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参又は郵送すること。

なお、参加意思確認書等を郵送する場合は提出期間中に必着しなければならない。

(3) その他

① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を通知する。

③ ②の通知で、賃貸借契約（長期継続契約）等の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、生駒市長に対して、賃貸借契約（長期継続契約）等の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

6 問い合わせ先

生駒市清掃リレーセンター

所在地 奈良県生駒市東生駒1丁目583番地

電 話 0743-73-6807

担 当 雄島

7 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務の入札を中止する場合がある。